

○公害紛争の処理に関する条例新旧対照表（昭和四十五年広島県条例第四十六号）

改正後	現行
<p>（手数料の額及び納付方法）</p> <p>第十条 審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、別表に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。</p> <p>（二）四項 略）</p>	<p>（手数料の額及び納付方法）</p> <p>第十条 審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、別表に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p> <p>（二）四項 略）</p>